

昭和二十七年政令第四百十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）第四條第一項、第十一條第四項、第十二條第一項、第十四條第二項及び附則第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（使用認定申請書又は収用認定申請書の添付書類）

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四條第一項の規定による政令で定める書類は、左に掲げるものとする。

- 一 使用し、又は収用しようとする土地等の調書及び図面
二 使用し、又は収用しようとする土地等の全部又は一部が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四條に規定する土地等であるときは、当該土地等の調書及び図面並びに当該土地等の管理者の意見書
三 使用し、又は収用しようとする土地等の全部又は一部の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

2 前項第一号及び第二号に規定する土地等の調書の様式は、防衛省令で定める。

第一条の二 法第七條第二項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧の手続は、市町村（都特別区の存する区域にあつては特別区。以下同じ。）ごとに、当該市町村の区域内の適当な場所において行なうものとし、その縦覧に供すべき土地等の調書及び図面は、前條第一項第一号の調書及び図面のうち当該市町村に係る部分とする。

（利得金の延納）
第二条 地方防衛局長は、法第三條第三項の規定により利得を納付させようとするときは、納

Table with 2 columns: 付すべき金額及び納付期限を当該建物の所有者に通知しなければならない。 2 前項の通知を受けた者が、法第三條第四項の規定により延納しようとするときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に、左に掲げる事項を記載した申請書を地方防衛局長に提出しなければならない。
一 申請者の氏名及び住所
二 納付すべき金額
三 納付すべき金額のうち一時に納付すること

Table with 2 columns: 第五条の規定によつて同条に掲げる権利
第六条の規定によつて同条に掲げる立木、建物その他に定着する物件又は土地に定着する物件を収用し、又ははくは備品で当該建物を使用する場合における運送上これと一体しては当該物件に關して所有権以外ものを、第七條の規定によつて土石砂れ備若しくは備品に關しては当該土地に關して所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他

Table with 2 columns: 第一條第一項 土地
第二條 土地
第三條 土地
第四條 土地
第五條 土地
第六條 土地
第七條 土地
第八條 土地
第九條 土地
第十條 土地
第十一條 土地
第十二條 土地
第十三條 土地
第十四條 土地
第十五條 土地
第十六條 土地
第十七條 土地
第十八條 土地
第十九條 土地
第二十條 土地
第二十一條 土地
第二十二條 土地
第二十三條 土地
第二十四條 土地
第二十五條 土地
第二十六條 土地
第二十七條 土地
第二十八條 土地
第二十九條 土地
第三十條 土地
第三十一條 土地
第三十二條 土地
第三十三條 土地
第三十四條 土地
第三十五條 土地
第三十六條 土地
第三十七條 土地
第三十八條 土地
第三十九條 土地
第四十條 土地
第四十一條 土地
第四十二條 土地
第四十三條 土地
第四十四條 土地
第四十五條 土地
第四十六條 土地
第四十七條 土地
第四十八條 土地
第四十九條 土地
第五十條 土地
第五十一條 土地
第五十二條 土地
第五十三條 土地
第五十四條 土地
第五十五條 土地
第五十六條 土地
第五十七條 土地
第五十八條 土地
第五十九條 土地
第六十條 土地
第六十一條 土地
第六十二條 土地
第六十三條 土地
第六十四條 土地
第六十五條 土地
第六十六條 土地
第六十七條 土地
第六十八條 土地
第六十九條 土地
第七十條 土地
第七十一條 土地
第七十二條 土地
第七十三條 土地
第七十四條 土地
第七十五條 土地
第七十六條 土地
第七十七條 土地
第七十八條 土地
第七十九條 土地
第八十條 土地
第八十一條 土地
第八十二條 土地
第八十三條 土地
第八十四條 土地
第八十五條 土地
第八十六條 土地
第八十七條 土地
第八十八條 土地
第八十九條 土地
第九十條 土地
第九十一條 土地
第九十二條 土地
第九十三條 土地
第九十四條 土地
第九十五條 土地
第九十六條 土地
第九十七條 土地
第九十八條 土地
第九十九條 土地
第一百條 土地

(法第十七条第二項の規定による裁判の申請)

第十一条 法第十七条第二項の規定により、土地収用法第九十四条第二項の規定による裁判を申請しようとする者は、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁判申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁判申請者の氏名及び住所
二 相手方の氏名及び住所
三 当該土地等の所在、種類及び数量
四 損失の事実
五 損失の補償の見積り及びその内訳
六 当該土地等の所有者又は関係人が法第十五条第四項の規定により担保を取得しているときは、その額
七 協議の経過

(法第二十三条第五項の規定による公告)

第十二条 法第二十三条第五項(法第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により防衛大臣が行う公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 当該請求に係る地方防衛局長の名称並びに使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類及び数量
二 当該請求があつた年月日
(法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

第十三条 法第二十七条第二項の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

条項	読み替へる字句	読み替へるものとする
第四十一条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地の使用等に関する特別措置法(以下「法」という。)	第十四条の規定により適用される第四十条

第四十二条 第四十条
法第十四条の規定により適用される第四十条

第四十一条 前条
法第十四条の規定により適用される前条

第四十三 前条	法第十四条の規定により適用される前条	市町村別に添付書類に記載されている当該市町村に關係がある部分の写を当該市町村長に送付するとともに、添付書類に記載されている
第四十三 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十三 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十四 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十四 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十四 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十四 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十四 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十五 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十五 前条	法第十四条の規定により適用される前条	

第四十五 市町村長は、前項の規定により適用される前条の通知をしたときは

第四十五 前条	法第十四条の規定により適用される前条	二週間公告
第四十五 前条	法第十四条の規定により適用される前条	官報に掲載するほか、法第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の申請に係る土地が所在する市町村の区域内の適当な場所において二週間公告
第四十五 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十六 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十六 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十六 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十六 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十七 前条	法第十四条の規定により適用される前条	
第四十七 前条	法第十四条の規定により適用される前条	

この政令は、法施行の日から施行する。
附則 (昭和三十五年六月二三日政令第一七三号)

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月二九日政令第三九一号)

1 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の判決、決定その他の処分(以下「判決等」という。)又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる判決等にとらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定については、同法による不服申立てとみなす。

附則 (昭和三十七年一〇月二〇日政令第四一四号)

この政令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年一月一五五日政令第三四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第七十四号)の施行の日(昭和四十三年一月一日)から施行する。

附則 (昭和四十九年六月二二日政令第二〇〇号) 抄

1 この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附則 (平成九年四月二三日政令第一六七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十一年一月二二日政令第三五九号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十四年五月二十九日政令第一八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

附 則 (平成十四年七月五日政令第二四八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日政令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二七〇号)

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。